

## 不利益処分の処分基準

担当部署:事務部総務課 No.001

処 分 名	春日部市立医療センター医療職就業貸付金貸付けの却下
処 分 の 概 要	春日部市立医療センター医療職就業貸付金の貸付け申請に対し、要件を満たさない場合において、却下します。
根拠法令等・条項	春日部市立医療センター医療職就業貸付金貸付条例（平成 31 年条例第 5 号）第 2 条、第 5 条～第 7 条 春日部市立医療センター医療職就業貸付金貸付規程（平成 31 年病院事業管理規程第 1 号）第 2 条、第 3 条
処 分 基 準	処分の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、条例等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 31 年 4 月 1 日
備 考	

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■春日部市立医療センター医療職就業貸付金貸付条例

(貸付けの申請)

第5条 貸付金の貸付けを受けようとする者(次条及び第7条において「申請者」という。)は、管理者が定めるところにより、管理者に申請しなければならない。

(貸付けの決定)

第7条 管理者は、第5条の規定による申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

■春日部市立医療センター医療職就業貸付金貸付規程

(貸付けの決定等)

第3条 管理者は、条例第7条の規定による貸付けの適否の決定に当たっては、春日部市立医療センター医療職就業貸付金貸付審査委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴くものとする。